

議案第182号

さいたま市消費生活センター条例の制定について
さいたま市消費生活センター条例を次のように定める。

平成27年11月25日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市消費生活センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
消費生活総合センター	さいたま市大宮区錦町682番地2
浦和消費生活センター	さいたま市浦和区東高砂町11番1号
岩槻消費生活センター	さいたま市岩槻区本町3丁目2番5号

(事務の実施日等)

第3条 法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間は、規則で定める。

(職員)

第4条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第5条 センターに消費生活相談員（法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。））を置く。

2 前項に定めるもののほか、消費生活相談員の任用に関し必要な事項は、規則で定める。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第6条 センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を

体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第7条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。